

介護職員として再就職をお考えの方に!

離職介護人材再就職準備金 貸付事業のご案内



介護職員として一定の知識と経験を有していながら、介護の現場から離れていた方が、再び介護職員として就職した際、再就職に必要な費用を貸し付ける制度です。継続して2年間従事することで貸付金の返還が免除されます。

貸付額

40万円以内 (1人につき1回限り)

申込みの際に貸付金の用途を明示していただきます。

用途の例 学び直しのための講習会費、転居費、働く際に必要な靴などの被服費

利子

無利子

返還免除

**東京都内で介護職員として
2年間継続して従事すれば
全額免除**

連帯保証人

要件を満たす連帯保証人を1名たててください。

申込方法

東京都福祉人材センターホームページより申込様式をダウンロードし、必要書類を郵送してください。申込みの前に、東京都福祉人材センターへ「離職介護人材としての届出」が必要です。

※下線部分の詳細は裏面の「ポイント②」をご覧ください。

対象者

以下の①～⑤の全てを満たしている方

- ① 介護職員としての経験が1年以上ある
- ② 直近の介護職員としての離職日から1年以上経過している
- ③ 介護福祉士、実務者研修、初任者研修などの有資格者
- ④ 東京都内の介護サービス事業所・施設等に介護職員として再就職した
- ⑤ 東京都社会福祉協議会及び他の道府県が適当と認める団体から同種の資金を借り受けたことがない

※下線部分の詳細は裏面の「ポイント①」をご覧ください。

特別養護老人ホームや通所介護事業所の介護職員、訪問介護事業所の訪問介護員などとしての再就職が対象です。

雇用形態は非常勤でもOK!

ただし1年につき180日以上勤務しないと返還免除にはなりません。



ポイント① 対象となる『介護職員』とは？

下記のサービスを実施する施設・事業所において、介護職員等、介護を主とする業務に従事する職員をさします。離職介護人材再就職準備金は、東京都内の下記のサービスを実施する施設・事業所で介護職員として再就職する方が対象です。

※障害福祉サービスの事業所は対象となりません。

対象となるサービス種別	
(介護予防) 訪問介護	(介護予防) 短期入所生活介護
(介護予防) 訪問入浴介護	(介護予防) 短期入所療養介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
夜間対応型訪問介護	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
第一号訪問事業	(介護予防) 特定施設入居者生活介護
(介護予防) 通所介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
(介護予防) 認知症対応型通所介護	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
地域密着型通所介護	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
(介護予防) 通所リハビリテーション	地域密着型介護老人福祉施設
第一号通所事業	介護老人保健施設
	介護療養型医療施設

ポイント② 『離職介護人材としての届出』とは？

申込み前(再就職先が内定する前)に、東京都福祉人材センターへ「離職介護人材としての届出」が必要です。この届出は福祉人材センターの求職登録や、ハローワークの求職登録とは異なるものです。

届出の方法

中央福祉人材センターが運営する求人情報サイト「福祉のお仕事」から、「届出者(介護)の方」を選択し届出登録をする。
(「福祉のお仕事」へは、右のQRコードからもアクセスできます。)

<http://www.fukushi-work.jp/todokede/>

インターネットが利用できない場合は、東京都福祉人材センターの窓口または郵送での届出も可能です。
詳しくは、お問い合わせください。



詳しくは、東京都福祉人材センターホームページへ

<http://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/shikin3.html>

①「フクシロウ」で検索!



②福祉人材のための資金貸付事業をクリック

東京都福祉人材センターホームページは、
右のQRコードからもアクセスできます。



③離職介護人材再就職準備金をクリック